

## 民主主義イメージの分析と人権の現状 (I)

橋本富郎

人文社会教室  
(1981年9月5日受理)

## Identifying an Image of Democracy (I)

Tomiro HASHIMOTO

Department of Humanities

(Received September 5, 1981)

What is meant by democracy in Japan today?

Many of the Japanese people seem to be unconscious of the fact that their image of democracy is a combination of liberalism and democracy which may possibly contradict each other, with the result that they often advocate both liberalistic and democratic attitudes under the name of democracy. This paper tries to make clear what is liberalistic, what is democratic and a tension between them.

つまり先程価値と申しましたが、わたくしがここで言いたいのは、石油や小麦や金などの相場と同様に、「精神」と名付けられるものも結局はひとつの相場だということとであります。

何故相場かと言いますと、そこには或る評価が行われ、それがどの程度に重要かが判断され、また更にこの精神という株にどれだけ値段をつけるべきかが論議されるからであります。

さてこの株に投資したとしましょう。そして株屋の言葉で言えばこれを追掛けて、その騰落をじつと見守ることにしましょう。それは社会の与論という漠然たる相場表のなかで高下するのであります。

新聞紙のすべての頁はこの株の相場表であります。そこでわれわれはこの株がそこで他のいろいろな株と競争するのを観察することができます。競争相手の株は様々にあります。たとえば政治権力という株、これはいつもは精神の株と一致いたしません。また社会の治安という株、国家組織という株などもあります。

これらすべての株が上ったり下ったりす

るところに人類の事業という大市場が成り立つわけですが、そのなかで憐むべき精神の株はほとんど常に下落の一途を辿るのみなのであります。

(ポール・ヴァレリー「精神の自由」)

## 1 マリー・ベル事件の教訓

「終身監禁か自由か」と大書した見出しを付して、1977年10月26日の毎日新聞は、“殺人少女マリー”の脱獄騒動がイギリスの世論にまきおこした波紋を報道した<sup>1)</sup>。この事件とその反響は、筆者の見るところ、たんに凶悪犯罪の低年齢下をどのように考え、かつ対処するかという問題を提起するにとどまらず、より広い文脈のなかで捉えられねばならない性質を帯びているように思われる。すなわち、われわれが現在そのうえに安住している精神的土壌たる民主主義の諸相や、その基底に存在するはずの人権の観念やを、いまいちど再検討する必要を示唆しているといえるのではないだろうか。なぜといって、事件や現象の外観こそさまざまに違っても、民主社会における人間の権利をめぐる、世論が分裂、対立し合う光景を現代日本の社会のなかにしばしば見てとることができようからである。

マリーは1968年の暮れ、11歳のとき、近所の年下の男

児2人を連続して絞殺した。公判廷での質問に対して、みずからの行為がどのような結果をもたらすかはっきりとわきまえていたと答えたため、マリーは攻撃的、残忍で、悔い改めることをしらない先天的凶悪犯であると決めつけられるにいたった。そこで判事は「この危険な少女から人びとを保護する措置がとられなければならない」との結論を下し、以来マリーは社会から完全に隔離され、裁判のあと、少年拘留所、内務省補導学校、刑務所を経て、20歳の春を迎えた1977年「オープン・プリズン」<sup>2)</sup>と呼ばれる更生施設へ移され、そこでやがて来たるべき仮釈放・社会復帰に備えて職業訓練にとりかかっていたのである。

ところがその夏、施設の仲間に誘惑され、2人は脱走を企てたのだが、「自由への逃避行」はわずか3日で終りを告げたのだ。そんな折も折、ロンドン近郊で幼女を殺害した12歳の中学生に終身刑の判決が言い渡された。

そこでこれら2つの事件がきっかけになって、幼いときに犯した罪はその後の受刑によって当然償うことができるのか否か、あるいは、幼年時の犯罪は先天的な凶悪・危険の証明であって、もはや矯正の余地を残さないものなのか否か、といった問題が改めて論議を呼び、イギリスの世論は割れている、というのである。

筆者なりに要約すれば、つぎのようにならうかと思う。ひとつの立場は、どのような人間であろうと、そしてまたどのような境遇に身をおこうとも、明日への希望を奪われるべきではない。かけがえのない生命と独自の人格とは、最大限に尊重されなければならないものであり、したがっていたづらに因果応報の思想でもって機械的に処理すべきではないと主張する(主張(A))。これに対して他の立場は、生命の尊厳が大であればあるほど、生命を奪うことの罪とそれに相応する罰とは大になるであろう。一般に社会は、その市民が同意を与えたルールから逸脱した行為については、社会の保存・安寧の要請からして然るべき措置がとられてよい。マリーを終身監禁に処するのが妥当である、と主張する(主張(B))。

ではいったい、これら2つの立場のうち、どちらが民主主義に適った態度だと言えるであろうか。かつて筆者は講義の時間に大学1年から4年までの学生諸君に向かって、また大学夏季公開講座においては社会人に向かって、同じ質問——つまり、あなたがたが民主主義的という言葉聞いたときにまず思い浮かべる“民主主義のイメージ”にのっとって判断するならば、(A)と(B)のどちらの主張を支持しますか、と問うてみたことがある。その結果は筆者にとってまことに興味深いものであった。かれらの答は、年齢や性や学歴や職業やの差異によって特定の立場を支持するというのではなく、なんらの傾向

性もそこには見出しえず、てんでばらばらに2つの立場にひき裂かれながらも、しかも、その差はけっしていずれの場合にも7対3以上にひろがることはなかったのである。

この事実は何を物語るだろうか。それは、回答者の抱く民主主義イメージのなかには、事と次第によっては氷炭相容れぬ、本来は異質の要素が混在しているということではなかろうか。それがために、同一人がみずからの民主主義イメージのなかからこの場合にはこの要素を選び出し、あの場合にはもうひとつの要素を選び出して、それぞれを民主主義に即したものと判定したり、また、この人はこの要素を、あの人はあの要素を民主主義の要諦と考えると、違った事態がおきるのでなかろうか。

さて、人類の思想史の流れのなかで命名すれば、人間はだれであろうと明日への希望を奪われるべきではないのだから、マリーにも然るべき時期に自由を与えよという意見は、さしずめ近代文明社会の理念と称することができようし、他方、社会的要請に応じてマリーを終身監禁に処すべきだという見解は、これを民主主義の原理と呼ぶことが妥当であると、筆者には思われる。そしてこれらの理念と原理とは、のちに詳しく論ずるように、歴史的に見てもずいぶんかけ離れた時代に人類史に登場したものであったし、また、論理的にも必ずしも手に手をとってたがいに随伴し合わなければならない性質のものではない。氷炭相容れぬ異質の要素と前述したのは、実のところ、これらの理念と原理を指して言ったのである。

ここで誤解を招かぬように、ひとつ付言しておきたい。それは、かのイギリスの世論が割れているという場合と、わが回答者たちの答えが分裂しているという場合とでは、その意味が異っている点である。イギリス人は、マリーの処遇をめぐる、主張(A)=近代文明の理念を優先させるのか、それとも、あくまで主張(B)=民主主義の原理を貫くのか、これら両主張間の異質性と対立関係を承知のうえで、どちらを選択すべきかという問題に各人が決断を下した結果として、全体の世論がまとまらない状態にあるのにひきかえ、他方わが回答者たちは、(A)か(B)か、どちらがあなたの民主主義イメージに適合しますかと問われて、両主張間の異質性と緊張関係を認識できないまま困惑に陥り、両主張とも民主主義的だと思うのだがともかく片方を選んでみたところ、全体として前述のような結果になったという感が深い。いいかえると、かれらの心中においては、近代文明社会の理念が、かれらのいわゆる民主主義思想と分ち離く結合されていると、あるいは、前者が後者のなかに当然の契機として包摂されていると解すればよいであろう。

こうした想定は、私見によれば、ひとりわが回答者たちにおいてのみ指摘されうるだけでなく、おそらく多く

の日本国民によっても共有されているといっても過言ではないであろう。日々の新聞を一瞥するだけで、容易にその証左を発見できるように思われる。昨今ではさまざまな日本国民が、あるときには主張(A)の論理に立脚して、また別の折には主張(B)の論理に準拠して、しかもともに同じ“民主主義”の名の下に、人権の擁護と尊重を声高に叫んでいる記事にしばしば接するのである。

こういう事態を生ぜしめた原因は、どこに求められるであろうか。まず第1に、日本に“民主主義”が導入された歴史的経緯をあげるべきであろう。主張(A)に盛られた「人間的自由の権利」思想と合体した民主主義(この点については後述する)が第2次大戦後、ほとんどなんらの歴史的反省も経験することなく移植された。なるほど、日本国憲法第97条に基本的人権の本質と題して、人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ……」と規定されているとはいえ、日本国民による主体的な試行錯誤を経て民主主義が追求、導入されたとはいえない。第2に、日本国憲法が国民に保障すると宣言した民主主義的人権は、見慣れぬ目にはまばゆいばかりの色彩を放ち、食べ慣れぬ口には舌もとろける甘い果実であった。してみれば、ついつい食べすぎる結果、人間の尊厳、自由、人権、ヒューマニズムなどなど、「ありとあらゆる諸価値がまるでじゆず玉のように民主主義と結ばれ、民主主義へと収斂する」<sup>9)</sup>傾向を生みおとし、消化不良をおこしたとしても、あまり不思議ではなかった。過剰民主主義とでも名づけうる現象がこれである。

そこでつぎに、主張(A)および主張(B)の根拠となる、それぞれの人間観や国家観を検討し、さらには人権思想に触れることにしたい。

## 2 民主主義の源流——古代ギリシアの市民と国家<sup>4)</sup>

主張(B)の前提する人間像を要約すれば、社会のなかであって自治を行う人間、すなわち市民であるといえよう。自分たちの政治生活や社会生活におけるルールをば、みずから立案し、討議に付し、同意を与えることによって形成する人間である。かくしていったんできあがったルールは、《公》のものとして観念されて、順守されることになる。市民とは、そうした一連の活動に参加するのに必要な個人的能力を備え、かつみずからの社会性を観念できる道徳的人格でなければならない。だとすれば、ルールを侵犯する者が、市民としての資質を欠いた者と見なされ、社会の名において市民権を剥奪され、社会から隔離されるのは当然の帰結であろう。たんに人間として生を享けたがゆえに、ただそれだけの理由で人間と呼ばれるような人間、すなわち自然的人間は、ここでは排

除されてある。政治的権利や市民的自由を享受する資格は、たんなる自然的人間には認められないというべきであろう。

民主主義の原理は、こうした人間観のうえにこそ成立し、機能する。本来民主主義なる言葉は、ギリシア語の Demos (人民) プラス Kratia (権力もしくは支配) から発生した。この民主主義が「論理必然的に要求するのは、万人の法的平等と政治的平等とであり、同時に平等な市民による多数決にもとづく《自治》である。」<sup>5)</sup>ただし、ここでの“人民”とは、前述の市民の集合体であること、いうまでもない。リンカンの有名な定式、「人民の、人民による、人民のための政治」も、同様の文脈において読まれる必要がある。そして“万人”とは、あらゆる自然的人間を無差別に含むものではないし、また、“平等な”とは、市民の資格を具備、共有するという点で同質的であることを意味するのであって、後代18世紀の近代自由主義の心性が誇らしげに宣明した「すべての人は平等に造られ……」という文言の意味するところとは、大いに異なることを承知しなければならない。

民主主義社会の顕著な特徴のひとつは、その同質性を前提するところにある。しかし本論ではむしろ、そこから推定しうる系(コロラリー)に注目したいと思う。すなわちカール・シュミットがいみじくも看破したように、「あらゆる実質的なデモクラシーは、等しいものが等しくあつかわれるだけでなく、その不可避的な帰結として、等しからざるものは等しくあつかわれぬ、ということにもとづいている。それゆえ、デモクラシーにとっては、必然的に、まずもって同質性が必要であり、ついで——その必要があれば——異質なるものの排除あるいはせん滅が必要である。」<sup>6)</sup>異質なるもの——それは古代ギリシア世界においては、奴隷、対外戦争による捕虜であったり、ギリシア世界外の“野蛮人”であった。そして重要なことは、ポリス(都市国家)の法を犯す者、習俗に従わない者、共同の宗教儀式に参加しない者など、いかえれば、ポリスの秩序を乱し、市民の統合を妨げる者もまた、異質なる者として排除することが当然視されたことである。

その理由は、民主主義の特性そのものから説明することができる。近代の自由主義が、政治権力の行使の態様に関心を集中し、権力の恣意的な行使を抑制することによって個人の自由を極大化しようと腐心するのは対照的に、民主主義は、だれが政治権力を掌握し、行使するのかという、権力の所在の問題に関心を集中し、君主でも貴族でも僧侶でもない、ほかならぬ人民こそ権力の保持者でなければならないと説く。政治権力のたんなる客体でなく、主体となるべきものである以上、その人民とは、既述のような市民性の有資格者のみに限定されるの

は自然のなりゆきであった。なぜといって、もしそうでないならば、およそポリスがひとつの有機的な政治体としての命脈を保ちえないことは明白であろうからである。

では、ポリスとその市民とはどのようにかかわっていたのだろうか。そもそもポリス内において営まれる政治・社会生活は、ギリシアの市民にとって、人間にかかわるすべての善きもの、美しきもの、正しきものが実現される場であった。ポリスは、最高の倫理性、共同礼拝による統合、法的正義を体現する全統一体、ひとつの宇宙であって、市民はそのうちにのみ、みずからの存在理由と生活根拠とを見出しえた。あらゆる人間的価値——生命、財産、権利、信仰など——がポリスから発し、かつ、そこへ帰っていった。要するにポリスは万物の尺度であって、それを離れては、市民の生活はおろか生きさえも不可能と考えられた。したがって、愛国心こそ最高の市民道徳とされたのである。

こうした背景を念頭ににおいてはじめて、アテネ民主政を代表する政治家ペリクレスの演説が大きな説得力をもちえたことを理解できよう——「ポリス全体が安泰でさえあれば、個人にも益するところがあり、その益は、全体を犠牲にして得られる個人の幸福よりも大である。なぜならば、己れ1人盛運を誇っても己れの祖国が潰れば、個人の仕合わせも共に失せる。……されば、ポリスはゆくに個々の市民の犠牲に耐えうるが、個人としてはポリスを犠牲にすることはできない、という事態にあっては、市民は力を合わせてポリスを守るほかに道のあろうはずがない。」<sup>7)</sup>

このような性格をもつポリスは、市民にとって至高の存在であり、その存続自体が自己目的となっていた。その保存は全市民の最大の責務であるがゆえに、各人に対しては、国家意識の堅持や公民的心情の高揚が求められた。そもそも市民として迎えられるためには、資格審査の難関を突破しなければならない。すなわち、国家宗教の篤信、順法精神、祖国防衛に有用な肉体と胆力、適法な結婚による出生などを証明することを要求され、いったん市民となったのちにも、国政審議への参加と裁判役職の遂行とが、市民としての最大の権利と義務を構成した。ひとりひとりがみずからの専門職にのみ従事するという、1人1職のプロフェッショナルリズムではなく、各市民が前述のごとき全人的能力の均斉のとれた発展をめざすところの、偉大なるアマチュアリズムの精神と評すべきであろうか。全人的能力の要請は、ポリスが市民のいっさいの存在と生活を司る統一体であったことと、そのポリスの維持・運営は市民の参加によるべしとする民主主義体制を国是としたこと、この2つから導かれる論理的な帰結であったといえよう。生業から離れた余暇

は、公的關係への参加、または参加するうえで必要となる能力の養成に充てられた。「公私両域の活動に關与せぬものを閑を楽しむ人とは言わず、ただ無益な人間と見な<sup>8)</sup>されるポリス市民の生活は、公共性に色濃く染まっていた。現代のわれわれがそこに身をおけば、あまりの息苦しさに、思わず反人間的だと叫んでしまうような状況だったことであろう。

ポリス市民の自由の意識もまた、国家から離れては考えられないものであった。公民であってはじめて自由たりえた、というよりはむしろ、国家的な政治生活へ参加し、自治を行うことが、即、自由と観念されたのである。自由は、けっして自然的人間の本性に固有の属性であるとは捉えられなかったし、また、ありうべき国家権力の干渉や介入を防ぐために、私人が自分自身のまわりに私的権利の城壁を築くことによって得ようとする、不可侵の空間とも考えられなかった。自由とは、「約束ごとであり、人工的なものであり、人間の努力の産物であり、人工的世界の属性なのであった。」<sup>9)</sup> 人工的世界＝ポリスが自主独立であってこそ市民の自由が確保される以上、外敵の侵略に対してみずから干戈を取ることは市民の権利であり義務であった。またポリス内に独裁者出現の気配ありと見れば、自治を守るための政治闘争の戦列に加わることは、自由の気概を示す行為なのであった。

約言すれば、自由の権利を享受するためには公民でなければならず、公民たるためには然るべき資質と能力が必要とされた。こうした約束ごとの世界と比較するならば、つぎに検討する近代の自由主義思想はいったいどのような特質をもっているであろうか。

### 3 個人の発見と人間の権利

すでにみたように、民主主義の思想と実践は、早くも紀元前古代ギリシアのポリスに姿を現わしていた。それにくらべると、主張(A)の考え方が西洋史のなかに登場してくるのはずっと後代に属し、やっとルネサンスや宗教改革<sup>10)</sup>を経過してのちのことであった。主場(A)を目して近代文明社会の理念と称したゆえんである。

近代に先立つ中世の人びとにとっては、主張(A)に含まれるような「個」の観念と、その系である「人間としての自由の権利」の意識とは、いまだ知られざる世界であった。トレヴェリアンの指摘を借りれば、「中世においては人びとは団体的に考え、行動した。各人の社会的地位はある共同体——荘園、城下町、ギルド、学者の世界(大学)、修道院——における地位によって定められていた。農奴や修道僧は、領主や修道院長を通してはじめて、法律のまえに存在しえなすぎない。中世社会の単位は国家でも個人でもなく、両者の中間にあるもの

——団体——であった。……個人はかれの所属する団体に対してほとんど発言権をもっていなかった。なぜなら集団から離れて個人は地位も権利もなかったからである。<sup>11)</sup>この意味において、ポリスの古代ギリシア人に対する関係は、封建社会を構成する諸団体の中世西欧人に対する関係に対応するといえるであろう。

ルネサンスは「人間の発見」によって、来たるべき新しい時代の主題を序奏した。いまや「人間の自由と独立の要求、なかんずく思惟と判断における自由の要求が、新しい時代の根本態度を決定する契機となった。<sup>12)</sup>文化の創造は、中世の宗教的・形而上学的思弁から独立して、生身の人間の主観にかかることになったのである。

宗教改革は、ルネサンスの主題提示をひき継いで、宗教的変奏を展開した。「万人司祭」の教義、すなわち各々の個人が神の前に立ち、救済と恩恵の啓示は教会の制度的媒介を通さずに、個人が神から直接受くべきだという主張からは、個性の人格の観念が析出されてこざるをえない。

こうした宗教的個人主義は、ネオ・カルヴィニズムへの発展過程のなかで、近代政治社会論の2つの重要な契機へと連なってゆく。ひとつは、宗教の国家からの独立のアナロジーとして、科学、文化、芸術、経済などもろもろの人間生活領域が、国家の指導と裁可を得ずに、それぞれに固有の価値観と営為を要求、獲得し、自立しはじめたこと、いまひとつは、一方において教会に対する信仰・良心の自由という形で、他方において国家に対する人間の自由という形で、個人の自由が強調されはじめたことである。わけても、2つの契機のうち後者は、自然法思想と合体して、近代の自由主義思想の嫡流として誕生するにいたる運命にあったのである。

その誕生の介添役を果たしたのは清教徒革命であったし、ついでその揺籃をゆり動かしたのは啓蒙思想であった。17, 18世紀にいたって、自由とは、国家の承認を得てはじめて成立するような後国家的な権利ではなく、国家が形成される以前からすでに、人間の本性上固有の属性として、形と影の関係のごとく、人間により添う権利となった。人間が人間としてこの世に生まれ来たった、その事実が彼に天賦の人権を保障するのであって、いわゆる自然権の思想がこれである。

いまや人間の自由の観念は、ポリスの民主主義下における市民的自由の意識とは似ても似つかぬ性格を備えるにいたった。まず第1に、それはいわば自然的人間の生命そのものに付随する権利であって、その人間がいったいだれでどのような顔つきをしているのか、いかなる人格や資質の所有者であるかは問題ではなくなり、人間のあいだに存在する道徳的能力の差異はほとんど不問に付されざるをえない。主張(A)の、「だれであろうと……」

という考え方の根拠は、ここに求められるであろう。同様な発想は、かつて日航機がハイジャックされた折に現われた。時の政府は「人命は地球より重い」との名言を吐いて、「超法規的措置」の名の下に赤軍ゲリラの要求をいれ、テロリストの釈放に踏みきったものであった。この措置は、かりに凶悪犯護送機であったとしても、なんら変更をうけなかったことであろう。これと対照的に、ほぼ同じころ西独のルフトハンザ機がハイジャックされた際にはシュライヤー氏が、また「赤い旅団」を名のるテロリストによる誘拐事件のときにはイタリア元首相モロ氏が、それぞれ命を落した。ともに「法治国家の枠組」を護持するためという名目の下に、(主張(A)の立場から表現すれば)見殺しにされたのだった。しかし、少くとも民主主義の根幹たる自治、すなわち人民自身が立法の主体であり、法執行の客体である法体制から判断する限り、その原理に適用するのは、「超法規的措置」ではなく、法秩序重視の態度の方であると断ぜざるをえないであろう。屋上屋を架するのをいとわずにいえば、主張(A)は民主主義の原理そのものとは無縁なのである。

第2に、人間の自由の観念は国家の性質に大きな変化をもたらしした。ある特定の国家の市民として国家的政治生活に参与する公民であるか否かは、自由を享受するに必要な資格には無関係となった。人間の自由が不可侵とされ、かつ、宗教、芸術、科学、経済がそれぞれ国家からの自立を獲得するにつれて、国家は人間生活の統一体として、それを統轄し、意味づける機能を失ってゆく。やがて国家は、人間の営為のいわば外側に立つ、消極的な傍観者の地位に甘んじることが余儀なくされ、さらにはややもすれば自由な活動の前に立ちはだかってそれを阻害するもののごとく、うさんくさい目で見られるようにさえなっていくのである。たとえばホモ・エコノミクスは、なにが自分にとって利益であるかをみずから発見し、もっとも合理的な方法でそれを追求すべく、日常生活を組織化することができるがゆえに、国家は彼の活動に容喙することをさしひかえるべきであるとされたのであった。

こうした時代の気風のなかで形成されてゆく「人権」の顕著な特徴は、自由権である。国家権力が、「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する」という不信の目で見られる以上、圧制的な権力行使から人間を守るための防波堤として、さまざまな自由の権利が規定された。その古典的表現を、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言のうちに見出すことができるし、日本国憲法も第3章において個人の自由を詳細に保障している。極論するならば、国家とのあいだに距離をおけばおくほど、それだけいっそう個人の自由の空間は拡大するはずだとい

う心性がすけて見えようから、これを「……からの自由」と称することもできるだろう。いいかえると、国民対国家と捉えられているのである。

さて、以上にみたような「人間の発見」から「人間の権利」の規定へといたる期間に生まれ育った近代自由主義は、18世紀から19世紀にかけて、民主主義の上に接木されることになる。民主主義の政治原理すなわち市民の自治を砧木とし、自由主義の精神すなわち人間的自由の権利を接穂として、美しい花と甘い果実を収穫しようというわけである。いわゆる自由民主主義の誕生であった。そしてこれこそ、われわれの“民主主義イメージ”の正体にほかならないのである。

しかし、植物界の接木が近縁植物間で行われるのに反し、人間界でのこの接木は、本来異質な2つの要素の合体である。そうである以上、両者がいつまでも蜜月の状態を楽しむという保証はない。事と次第によっては、ある場合には個人的価値の優先に人びとは固執し、他の場合には社会的要請を強調する可能性がたねにある。マリー・ベルの処遇をめぐるイギリスの世論が割れているという事実が、はしなくもこの間の事情を物語っている。

(未完、以下次巻)

#### 註

- 1) マリー・ベル (Mary Bell) の生い立ち、事件の経過、裁判の審理、世論の分裂などについては、ジッタ・セレンイ『マリー・ベル』(林弘子訳、評論社、昭和53年)に詳細が述べられている。
- 2) オープン・プリズン (開放刑務所) とは第2次大戦前からイギリスにあって、未成年者や刑期満了の近い者に、社会復帰に備えてさまざまな技能を身につけさせ、将来の生活に役立たしめようとする更生施設である。ここに移されることは、やがて仮釈放を適用されることを意味する。
- 3) 勝田吉太郎、『民主主義の幻想』(日本経済新聞社、昭和55年)、1-2頁。
- 4) 本節執筆にあたってはつぎの文献に負うところが多い。アリストテレス『政治学』(山本光雄訳、岩波書店、昭和42年)；フェステル・ド・クーランジュ『古代都市』(田辺貞之助訳、白水社、昭和42年)；トゥーキュディデース『戦史』全三巻(久保正彰訳、岩波書店、昭和46年)；プラトン『国家』(山本光雄訳、河出書房、昭和46年)；太田秀通『スパルタとアテネ』(岩波書店、昭和46年)。
- 5) 勝田、前掲書、37頁。
- 6) カール・シュミット『危機の政治理論』(樋口陽一他訳、ダイヤモンド社、昭和48年)、123頁。
- 7) トゥーキュディデース、前掲書、上巻、245頁。
- 8) トゥーキュディデース、前掲書、上巻、228頁。
- 9) ハンナ・アレント『革命について』(志水速雄訳、合同出版、昭和43年)、28頁。
- 10) 本論では、「人間の発見」(ブルクハルト)が、やがて「人間の権利」の発見へと連なってゆく文脈のみに注目しているのが、ルネサンスと宗教改革とが、たがいになりよりも人間個人を主要かつ共通の契機とする現象であるとして、両者の内面的連関を重視する。しかし両現象間には、いくつかの点で重大な差異——たとえば両現象の根拠となる精神の相違、人間観の相違など——があったことについては、南原繁『政治理論史』(東京大学出版会、昭和38年)、137-147頁を参照された。
- 11) W・コーンハウザー『大衆社会の政治』(辻村明訳、創元新社、昭和42年)、98-99頁に引用。
- 12) 南原、前掲書、137-138頁。